

4月分給与より雇用保険料の料率が下がりました！ 4/1現在、満64才以上の人は免除！
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！

社業業務の
係より

「すみません。やはり議事録は不要でした…」と健保協会から電話がありました。20年前の胃の手術が原因で腸閉塞になり、1~2月に3週間程入院し手術を受けました。この間の休業に対する健保の傷病手当金の支給申請に関して、協会から求められた添付書類の事です。通常、初回申請時には休業1か月前からの出勤簿と賃金台帳の写しを添付しますが、会社の役

健保協会の不要書類の提出！
知識不足でを要求！

員等でそれらの書類がない時は「役員報酬を支給しない」とする役員会議の議事録の写しでいい…と「申請書記入例」に書かれています。社長等が出勤時にタイムカードを押す事はあまりありませんので当然の事です。が、協会の担当者は「出勤簿や賃金台帳の写しがあっても議事録は必要！」と言ってきたのです。勉強不足と言えばそれまでですが、協会職員の対応に問題ありと言わざるを得ません。扶養家族の見直しが始まりますが、間違いのない処理を希望します。



「専任取引主任者がその会社の監査役になる事は、宅建業法違反で業務停止の対象に…」(県建築住宅課)「監査役は社外の人となっているので経理事務士として経審に出している人は認められない…」(県土木建築企画課)と監査役の使用人兼務は出来ないとの見解が出てきました。会社法では「監査役は…取締役若しくは支配人その他の使用人…を兼ねることができない」(335条2項)としています。問題はこの「その他

監査役と兼務はどこまで認められるか？

の使用人」とはどういう人を指すのか？という事です。個人事業主のそれは、商法に「商業使用人」(20~26条)、会社の場合は、会社法に「会社の使用人」(10~15条)として①支配人(=支店長)②ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人(=部長・課長相当、主任者)③物品の販売を目的とする店舗の使用人…と定めています。経理事務士までそれに含めるとは…!? 事前のご相談を！

会社法人の
係より



当事務所では、毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。
★「弁護士・西馬、成功のヒント！」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中！★